

集団安全保障体制序説 (四)

―『ニュー・リパブリック』とウッドロー・ウィルソンの場合―

進藤 栄一

目次

はじめに

第一章 アメリカ外交の文脈のなかで

第一節 孤立主義にたいする態度の違い

第二節 両者の接近 (以上第五卷第二号)

第三節 正戦に向かって (第六卷第二号)

第二章 集団安全保障体制を生みだしたもの

第一節 共通の心情 (以上第七卷第二号)

第二節 共通の論理

第三節 共通の認識 (以上第八卷第一号)

第四節 共通の幻想

むすび

第二節 共通の論理

この国が、平和主義的な国際組織を擁立してそれを構築できるも
 っとも効果的な方法は、武装された不法行為にたいして、法の確立
 を、いかなる場合にも主張することがある。⁽¹⁾

—『ニュー・リパブリック』一九一五年九月—

つまり、国際法の権威を否定する国家は、文明国の枠外に、みず
 からおくことになることである。⁽²⁾

—ウッドロー・ウィルソン・一八九二年三月—

『ニュー・リパブリック』の編集者たちと、ウッドロー・ウィルソンが共有していた、国際主義の論理とは、およそ次のようなものである。

すなわち、諸国家間の関係において、普遍的な国際法と国際道義が国家エゴイズムに優先させられるべきである。なぜなら、もしこれとは逆に、国家エゴイズムが国際道義に優先させられるなら、諸国家間の関係にあって国家エゴイズム相互のいたづらな衝突がくりかえされ、平和はけっして確保されないだろうから。そして、そうした国家エゴイズムの衝突を解決し、普遍的な国際法と国際道義をひろくゆきわたらせるために、つまり、「法の支配」を、国際社会という「力の闘争」の場にもたらして、平和を確保するためには、なんらかの形の国際機構がなければならぬ。なぜなら、それによつてはじめて、国家エゴイズムの衝突と、それがひきおこす紛争とを、解決することができるのだから。

しかし、かれらの国際主義の立場はここで終っていたのではない。さらに、『ニュー・リパブリック』の編集者たちもウッドロー・ウィルソンとともに、その国際主義の論理に次のような一項目を書き加えていた。すなわち、そうした「法の支配」と国際機関の進展とによつて、国際社会は、ゆくゆくは、単一の権力機構によつて「統合」されるべきであり、かつ統合されるであらう、という一項目である。

そして、この一項目を書き加えることによって、かれらの、国際主義の論理は、集團安全保障体制を生み出すモメントとして、いっそうポジティブな役割をになうのである。

それでは、『ニュー・リパブリック』の編集者たちと、ウィルソンとは、それぞれ、この国際主義の論理を、どのような形で主張していたのか、そしてその論理はどのような形で、集團安全保障体制の主張と結びついていたのか。それを、この節で検討してみたいと思う。

国際法と国際道義を国家エゴイズムに優先させ、それをゆきわたらせなくてはならないという主張は、すでに、『ニュー・リパブリック』発刊二週間後の一九一四年十一月二十一日号で、ドイツのベルギー中立侵犯に沈黙するウィルソンを批判しながら、次のような形で、説かれている。編集者たちは、国際法と国際道義を優先させることが、平和への道の第一階段なのだといっている。

「われわれの中立は、われわれみずからのハーグ条約が破られたときにもなお沈黙を守るべき義務を伴うものでないと、ローズヴェルト大佐がいうとき、かれは、究極的な平和への積極的な歩みを踏みだしている。もしわれわれが、ベルギーが侵略されたときにその国際道義にたいする凌辱に抗議していたなら、国際法にたいするわれわれの信頼は、もっと確かなものになっていたろう。なぜなら、だれかが、いつか、国際主義のために行動をおこそうとしないなら、国際道義は今日あるような状態で、つまり、侵略的國家の輕蔑の対象で、ありつづけるだろうから。もし、…中立国としてのアメリカが、ベルギーの中立を擁護し、ハーグの原則を擁護していたなら、残忍さは、想像されうるかぎりもっとも手ひどい動揺を受けていたであろう。われわれは、アメリカが参戦すべきであったとは思わない。われわれの力だけによって、世界を監視することはできないのだから。しかし、われわれだけが、他の中立諸國の助けを借りることによって、われわれの外交の圧力を用いることができたであろうし、そうすることによって、国際的シニズムに反対する効果的な世界論の基礎をつくることができたであろう。…そして少なくとも平和の希望が現実の姿をとり始めていただろう。」³⁾

いたずらな国家エゴイズムのばつこは、平和を破るものであり、国際法と国際道義の尊重こそ、国際平和を確保する第一歩なのである、こう編集者たちは主張していたのである。

こうした主張をかれらは、くりかえし説きつづける。じっさい、そのためにかれらは、一九一六年初頭までは、ウィルソンを批判し、ローズヴェルトを賛美し、そしてそのためにこそ、一九一六年以降は、ローズヴェルトを論難し、ウィルソンを擁立するのである。

それはたしかに、C・フォシーのいうように「権力という火のまわりにむらがる蛾のような」変節であつたのかもしれない。⁽⁴⁾しかし、かれらが、かれらの指導者を乗りかえたのはたんに、権力という火を求めていたただけではなかつた。かれらの「変節」の背後にはじつに、国際法と国際道義を、どの指導者がより真剣に考えているかという、かれらなりの、一本の確かな節があつたのである。

すでに第一章でわたしたちは、編集者たちが一九一六年春に、かれらの支持する指導者を、ローズヴェルトからウィルソンへと乗りかえるきつかけをつくつたかれらの「変節」のカタリストは、あの『ハーバーズ・ウイークリー』の暴露記事であつたことを知っている。すなわち、その暴露記事は、ローズヴェルトがじつは、大戦の勃発した直後には、かれらが考えていたのとちがつて、ウィルソンと同じように、ドイツによるベルギーの中立侵犯というハーグ条約侵犯にアメリカは沈黙を守るべきだ、と主張していたということを暴露してしたのである。⁽⁵⁾

この記事を読んだあと編集者たちは、一九一六年四月八日の論説で、ローズヴェルトはじつは、国際法と国際道義にたいするアメリカの義務を真剣に考慮していなかつたのではないかといつて、次のようにローズヴェルトを非難する。

ドイツによるベルギー中立とハーグ条約侵犯にたいする「抗議の時期は、一九一四年七月の最後の週か、ないし八月の最初の週である。だが、九月二十三日、そのころすでにリュージュやルーヴァンやナミュールが爆撃され、マルヌの戦いがあつたあとなのだが、ハーグ条約のもとでのわれわれの義務について、あるいはまた、道義一般にたいするわれわれの

義務について、ローズヴェルト氏はこの国でひとことも語らなかつたのだ。われわれが、このことを強調するのは、われわれがウィルソン大統領を不公平にとりあつかつてきたからであり、連合側でのかれの威信をひどく傷つけたためである。なぜなら、ローズヴェルト氏は、自分ならベルギーが侵略されたときに、より崇高な役割を演じていただろうと世界の人々に思わせ、そして、その義務をアメリカが避けてきたのだという非難に合唱して、自分の名声を高めてきたからである。しかし、資料が示しているように、一九一四年八月にローズヴェルト氏は、不干渉というあの古いアメリカの習慣から抜けきれずにいたのである。⁽⁵⁾

こうして、一九一六年初頭まで、編集者たちがウィルソンを非難する論拠のひとつに使つてきた、国際法と国際道義の侵犯にたいする不作為という論拠は、そのままローズヴェルト非難の論拠に変わつていたのである。そして、このことからわたしたちは、かれらが、国際社会における法と道義の遵守をいかにかれらの国際政治観の基本にすえていたかを、強く知ることができるのである。

しかし、それにしても、国際社会という社会は、国と国とがむぎだしの力を行使しあう「力の闘争」の場ではなかつたのか。そして、その「力の闘争」の場で国際法とか国際道義といったものに、どれだけの価値があるというのか。

国際社会を「力の闘争」の場としてとらえらるゝとらえかたは、J・J・ルソー Jean Jacques Rousseau をはじめとする多くの思想家たちに共有されている。⁽⁵⁾そしてさらに、かれらのいく人かは、そうした認識のうえに立つて次のように論ずる。国際社会では、闘争はいわば変わることにない常態であつて、国家がその常態のなかで、自国の利益を追求するのはごく当然なことである。そしてその社会の秩序は、利益の均衡によつて保たれる。ここでは戦争が新しい均衡と秩序をつくりだす機会であつて、法と道義は守られるべき十分な意味をもちえないものなのだ。⁽⁶⁾

国際社会における法の位置はこうした立場から、たとえば、かれらの同時代人、アルフレッド・T・マハン Alfred Thayer Mahan によつて次のように説かれる。現在の国際社会には、厳密な意味での法は存在しない。「厳密な意味で

説
の法があるためには、法定者がまずなくてはならない。しかし、国際法には、いまだ法定者がいないのである。⁽⁷⁾
「
そしてかれは次のように、法の挽歌と戦争の頌歌をうたう。
論 今日の世界には、すべての国によって明確に定義され、合意された、そして十分な権威によって強制せらるる国際
的規律は存在しない。そしてそれが存在しないかぎり、国際紛争を解決する手段として、戦争は行使されつづけるだろ
う。じつさい「諸国家間の敵対と、差異と、野心のなかで、戦闘精神は、はじめて生きながらえることができる。そして
その戦闘精神だけが、数世紀にわたって人類が確保してきたすべてのものを内と外から沈めつくしてしまおうとする、破
壊的な活力をよく処理しうる最後のものなのである。：ヨーロッパ文明の運命が示しているように、世界の最上の希望は
今日にあって、けっして普遍的な調和にあるのでもないし、破れはてた平和のおろかな夢にあるのでもないのだ。」⁽⁸⁾
しかし、平和の夢は「破れはてたおろかな夢」にしかすぎなかつたのだろうか。そして、諸国家間の法と道義は、守ら
るべき価値をもたないものだろうか。

わたしたちは、諸国家間の法と道義を無視する、そうしたマハンたちの主張が、十九世紀の帝国主義外交の根幹にあつたことを、そしてそれが、つまるところ「強者の思想」であつて、弱者のたえざる犠牲のうえになりたつものであることを、そしてそのためにそれがけっして安定した秩序を、国際社会にもたらしえないことを知っている。

ともあれ、それが、マハンたちの思想ではあつた。

ところで、それでは『ニュー・リパブリック』の編集者たちは、国際社会をどうとらえていたのか。

かれらもまた、マハンと同じように、国際社会を「力の闘争」の場としてとらえていた。(この点については、第三節で詳しく検討される。)しかし、かれらは、マハンと同じように、国際社会を「力の闘争」の場であるとしてとらえていたにもかかわらず、法と道義を、遵守するべき価値のないものとはとらえなかつた。そして、マハンと同じように国際社会を「力の闘争」の場としてとらえていたにもかかわらず、けっしてそれを、将来も変わりうることのない常態としてはとら

えなかった。そしてかれらは、国際社会を、むぎだしの「力」が使われることのないより平和な状態に変えることができるのであり、法と道義を守ることは、その第一歩なのだと考えていたのである。そして国家を超越した国際機構をつくることを提唱する。

国際機構を提唱するかれらの論理はこうである。もし、国際機構ができるなら、それに国家を超越した権力を与えることによって、国家の利益とエゴイズムの無制約な主張を制限し、それによって、国際社会に法と道義を確立することができるだろう。そして、国際社会は、むぎだしの「力」が使われることのない、より平和な状態に変わるであろう。

これが、「力の闘争」の場に「法の支配」を導入することができるのだというかれらの論理であった。そしてその論理の根底に、国際機構の構築がえがかれていたのである。

かれらがくりかえし、国際社会における法と道義を守り、それをゆきわたらせることが、国際機構をつくり出す第一歩であるといったのは、こうした国際主義の論理の文脈のなかではじめて理解できる。たとえばそれを、一九一五年九月四日の論説で次のようにかれらはいう。

「国際法のもとの中立国の権利は明らかに立憲主義的国際体制の始まりである。それはまさに、封建君主によって与えられた都市の権利の章典が、国内上の立憲主義の始まりであったのと同じである。現存する諸国家の権利は十分なものはけっしていえないものだが、しかし、その権利は実質的なものであり、かつ象徴的なものである。この国が、平和主義的な国際組織を擁立してそれを構築できるも、つとも効果的な方法は、武装された不法行為にたいして、法の確立をいかなる場合にも主張することである。どんな種類のものであれ、公共の法にたいする遵守と、その価値にたいする信頼と、そして必要ならそれを守るために戦う意志とは、価値ある永続的な国際構造の基礎とならなければならない。」

しかし国家は、みずからすすんで、国家エゴイズムの追求という、これまで慣れしんできたやりかたをどうして捨て去ることができるのか。そしてそれを捨てて、どうして国際道義に従うことができるのか。

この問いに編集者のひとり、リップマンは、一九一五年九月に上梓した『外交の賭け』*The Stakes of Diplomacy*のなかで答えて、次のような提言をする。

まず、モロッコとかコンゴとかいった後進地域に国際政府をつくることである。そこでは、たんに（バルカン戦争のあとに開かれた）ロンドン会議や、アルジェンラス会議が行なったように、特定地域にかんする国際協定が取り結ばれるだけではない。その協定を実施し、その地域を管理する常設的な国際機関がつくられるべきなのである。

こういつて、リップマンはさらにつづける。それは、国家が国家エゴイズムの追求というこれまでのやりかたを、国家に捨てさせることを可能ならしめるだろう。などなら、もし国家エゴイズムを越える国際機関が後進地域における限定されたものであるなら、それは超国家機構をつくることの困難さを緩和するであらうし、しかも、そうした、国際機関をつくることによって、たとえそれが特定地域にかんする限定的なものであっても、その地域での国際協力を通じて国境の壁を低くし、ナショナルな感情を徐々に緩和してゆく始まりとなるだろう。

そしてかれはいう。

「それは、万能ではないがしかし、ひとつの方法であり、そしてひとつのやりかたの始まりである。それは、人類の議会といったほど広く薄い国際主義ではないが、しかし、国際主義がもつとも必要とされている紛争地域に明確に限定された国際主義なのである。その効果は、国境をあいまいなものにさせ、主権の感覚を減少させ、分離主義を弱めることとなるだろう。そして今日『国家的必要』によって強められゆがめられている、財と通商と労働と科学と人間的共感の諸力が、真に国際化される力が思いきって羽をのばす、より自由な機会が与えられるだろう。」⁽¹⁰⁾

しかもここで、リップマンは、国家エゴイズムを支えるナショナルな感情は、本来人間が国家のなかに同一化感^{センス・オブ・ユニティ}と安全感^{センス・オブ・セキュリティ}を見いだすことができるためにこそ存在するのだという、あのフロイト的分析を駆使して、次のような論理を展開する。⁽¹¹⁾もし、国家を超越した国際機構が、これまで国家が人間に与えてきた同一化感と安全感を、国家に代わ

つて与えることができるなら、そうした地域的國際機構が、地球のすべてをおおう世界国家へと發展することが可能となるだろう。そして世界は、ひとつの權力機構のもとに「統合」されることが可能となるだろうと。¹²⁾

つまり、國際主義の論理のかなたに、かれは、世界国家への夢をえがいたのである。

しかも、こうした考えは、リップマンばかりでなく、ニューヨーク六番街の編集室に陣取ったかれの同僚たちによつてもまた同じように共有されていたのである。じっさい、かれらは、くりかえし、その誌上をかりて、そうしたかれらの夢を説きつづけていたのである。

一九一五年六月二十六日の論説で、それは次のようにのべられている。

「平和連盟のもつ巨大な意味は、それを重要なものにさせるものである。そして、人類にたいしてそれが行なう真の貢獻は、それが世界市民権への最初の出発点をつくることにあるといつてよい。そうした市民権の發達は、今世紀の偉大な道徳上、教育上の諸問題のひとつである。それは、あいまいなコスモポリタニズムのことではない。それは、人々が國際的忠誠を不可能ならしめないように、自国の國家政策を修正することを教えるような訓練を意味するのである。この戦争はそうした市民権の好例を提供している。フランダースやダーダネルスで戦っているカナダ人やオーストラリア人やニュージーランド人は、世界がこれまで知っている最大の政治的組織のために生き、かつ死のうとしているのだ。英連邦におけるかれらの忠誠は、人類の四分の一を包含するひとつの國家にたいしてである。…かれらは、世界連盟がもつとも知りたがっていることを、つまり、広大な規模での連邦主義フエテラリズムが愚者の夢ではないことを、例示しているのだ。¹³⁾」

もつとも、わたしたちは、その後かれらが、かれらの平和連盟の構想のなかから、世界國家の構想をはずし、主權國家の存続を認めたらうと、とりわけ、戦争と軍備と經濟問題の解決にあたる、目的に、限定的な國際機構を、かれらの構想としてかかげるにいたることを知っている。たとえば、終戦直後の一九一八年十一月二日に次のようにいって。

「われわれは、われわれが信ずるコトバの眞の意味において、國際主義者である。われわれは、獨立し、自我をもつた

強力な諸国家のうえに、強力な国際連盟をつくるという方策の正しいことを信ずる。われわれは、国家の管轄権が一部たりとも、連盟にゆだねられるべきであるといったようなことは、提案しない。しかし、戦争と軍備と経済的關係のような分野、つまりどの国家も、一国だけで生きていくことができず、自国の政策を他国の政策に適合させていかなければならず、そして他国の政策を自国のそれに適合させるように強制しなくてはならないような分野では、われわれは、論理的必要として国際主義を認めるのである。¹⁴⁾

しかし、たとえ世界国家がその後のかれらの具体的プログラムのなかから欠落していったにしても、少なくともその前の段階にあつて、かれらがその国際主義の論理のかたに、世界国家を「夢」見ていたことは、疑いのない事実であつた。そして、そのためにかれらの国際主義は、いっその輝きをましていたのである。^{14) (p. 2)} (なぜなら、論理的につきつめていくなら、国際主義の原理は、かれらの考えるように、世界国家のなかでこそもっともよく働さうものであるのだから)

これが、国際関係の原理として国際主義をとるべきであるという、かれらの論理の概要であつた。

それでは他方、ウィルソンの場合はどうであつたのか。

かれもまた、かれらと同じように国際関係の原理として、国際主義をとるべきであるという論理をもつていた。そしてその論理の核心に、かれもまた、『ニュー・リパブリック』の編集者たちと同じように、国際法と国際道義の遵守をおいていたのである。

じつさいかれは、大統領として、大戦が始まる前にも、始まってからも、国際法と国際道義の遵守をくりかえし説いている。

ウィルソンが、国際関係における国際法の重要性を説きつづけていたのは、大統領就任前に、学者としてかれが、国際法にとりわけ造詣が深かつたということと、深い関係があつた。

法学者として、ウィルソンが、国際法にたいしてどのような考えをもっていたかは、早くも、一八九〇年代初頭のプリンストン時代の「国際法講義録」のなかからうかがうことができる。かれは、その国際法講義のなかで、国際法は「法」であるのか、また、もし「法」であるなら、それはどのような機能をもつのか、そしてもし「法」であるならそれは、合衆国法に優先するものであるのかどうか、この三つの問いをみずから投げかけ、そしてそれに次のように答えているのである。

「いったい、国際法は「法」であるのか。この問いにたいして、かれは、オースチン John Austin とメイソ Sir Henry James Sumner Maine の相対立する見解をあげる。オースチンは、国際法は制裁をもたないがゆえに、そしてそれがもつばら世論に依拠しているがゆえに、コトバの厳格な意味での法とはいえない、つまり道徳のようなものである、という立場をとる。⁽¹⁵⁾

これにたいして、メイソは国際法は法なのだという。なるほど、国際法の創設者^{フアンゲイヌ}たちは、制裁をつくりだしはしなかったけれども、しかしかれらは、「古い（生来的）過程のもとにおける法をつくりだしたからである。法の歴史を見るならば支配階級の意思と、社会の他の構成員の黙認とを通じて生まれる。そして、国際法もまた、そうして生まれたものである。この点で『国際法』は、E・H・クラーク教授 Edwin Charles Clark の法のより一般化された定義に——つまり、人々の不快感を法の制裁として考える、法の定義に、合致するものなのである。⁽¹⁶⁾」

こうかれは、国際法を定義したあとで第二の問いに答える。国際社会で法はどのような機能をもつのか。かれは「国際法は、すぐれて戦争の法なのか、平和の法なのか」という問いにふれながら、この問いに次のように答える。

「それは、戦争の法でもあるし、平和の法でもある。しかし、それは、最初は戦争の法であった。そして平和がその目的であった——たとえ、それが緩慢なものであろうとも、しかし、部分的に実効的なものであったのである。その目的は人道を、野蛮さに代え、戦争をひきおこす放縦と侵略と権利とを、秩序ある関係と広く認められた義務とに代えることで

説
ある。つまり、諸国家のあいだに、道義の感覚と、共同社会、(コミュニティ)をつくりだすことなのである。人道が戦争の法であり、諸国家の道義的人格と平等とが平和の法なのである。¹⁶⁾」

そして、かれは、グロチウスの次のようなコトバを引用して、国際法の機能にたいするかれの見解を結んでいる。

「武器のただなかでは、法を沈黙させよ。しかし、たとえそのただなかでも、平和に属する法は別である。つまり、市民生活と正義の裁判所の法は別であり、四六時中あてはまる、永遠に存在する法ではなく、自然が命令し、諸国家の合意が、純粹で神聖な戦争に……あてはまるものとして確立させてきた法は別なのである。¹⁷⁾」

かれの、第二の問いにたいする答えは明らかである。つまりかれは、国際法は、戦時にあってもまた機能するものである。第二の問いにたいする答えは明らかである。つまりかれは、国際法は、戦時にあってもまた機能するものである。

ここでは、メインの説を引用して、次のように答えている。ウィルソンの答えはこうである。

「合衆国の法律は、諸国家の共通の原則と慣行と、そして国際法の一般原則を犯すような形で解決されなくてはならない。……裁判所は、その規則を、国家が、文明国家社会 the family of civilized nations にはじめて受け入れられる条件の、主要な部分とみなしている。こうした見解は、たとえ明示的にのべられてはいないにしても、国際法の創設者たちが提示した見解と、実質的に異なるところはないし、じっさい、今日の文明主義社会の政府と法律家たちによって、…提示されている見解なのである。その見解を別のコトバでいいかえるなら、おそらく次のようになるだろう。つまり、国際法の権威を否定する国家は、文明国の枠外にみずからをおくことになるということである。¹⁸⁾」

つまりウィルソンは、国際法は、合衆国の国内法に、優先されるべきなのだと考えていたのである。

こうして、ウィルソンにとって、国際法は、法として遵守されるべきものとしてとらえられていたばかりでなく、すでにのべてきたような形で、戦時にも遵守され、国内法にも優先して遵守されるべきものとしてとらえられていたのである。

かれが、第一次大戦の勃発にもなつて、中立国としてのアメリカの権利が、自国の軍事的経済的必要という名のもとに、交戦国双方によって脅やかされたときに、くりかえし、強い抗議の覚え書きを発し、国際法の遵守を訴えていたのは、かれの国際法観からみるなら、ごく自然な行為であつた。じつさい、かれは、かれの外交政策の批判者たちによって「法律主義」というレッテルをはられるほどまでに、くりかえし、国際法の遵守を交戦国に要請していたのである。¹⁹⁾

一九一六年一月、そうしたウィルソンの立場は、かれによって次のようにのべられている。

「アメリカは、全世界の平衡を保つことが期待されております……。しかしアメリカは、それ以上のかをなすことを要請されていたのであります。それはたとえ不可能ではないにしろ、きわめて困難なことではあるのだが、アメリカは、戦時にあつてもなお、平時の基準^{スタンダード}を主張するよう要請されていたのであります。古いことわざに、法は、戦争の前に沈黙するというのがあります。悲しいかな、その通りかもしれない、なぜなら、個々の国の国内法ばかりでなく、諸国家間の関係を支配する法もまた、ときに沈黙し、完全に無力であるかの感を呈せざるをえないかに見えるからであります。しかしこの闘争を通して、国際法と国際礼讓の偉大な原理が停止されることは一度たりともなかったし、戦争に加わっていない国のなかで、もっとも偉大で強力なアメリカのような国が、諸国家間の関係を支配すべきそうした諸基準をしつかりと遵守するよう期待されてきているのであります。」²⁰⁾

しかし、ウィルソンの国際主義の論理は、そこにとどまっていたばかりではない。かれはまた、『ニュー・リパブリック』の編集者たちと同じように、国際社会に「法の支配」をもたらすためには、国家を超越した、なんらかの国際機構が必要なのだという論理をも共有していたのである。

そうした、ウィルソンの論理は、かれが、ハーグ會議に深い関心を寄せて、それを見守っていたことからうかがえる。²¹⁾

しかし、それよりも、かれが大統領就任早々、かれの國務長官ブライアンのイニシアティブによって始められた、いわゆるブライアン条約の交渉に、積極的、かつ全面的な支援を送っていたことから、それは、いっそう明らかにされる。²²⁾

ブライアン条約は、一九一三年四月二十三日の上院外交委員会に、『ウィルソン大統領の平和提案』と題して、提出されたものであるが、それは、次のような内容をもっていた。²³⁾

すなわち、「外交が解決できない、紛争中のいっさいの問題は、国際委員会に付託され、委員会の調査と報告があるまで、宣戦が布告されてはならず、かつ敵対行為が開始されてはならない。」そしてその「国際委員会は、みずからのイニシアティブにもとづいて行動する権限をもち、五名からなる。そのうち、二名は、両当事国が選び、しかもその二名のうち一名は自国の国民であってはならず、そして（最後の）五人目は、両当事国の合意による。また、調書と報告のために許される時間として一年を提案する。²⁴⁾」

この条約は、国家エゴイズムの衝突を中立的な立場に立つ国際機関にゆだね、それによって、国際社会に「法の支配」をうちたてることを意図していたのである。そしてウィルソンは、この意図と構想にたいする積極的な支持を、一九一三年十二月二日の、大統領就任後はじめの例年教書のなかで、次のようにいう。

「近年ますます諸国家は、条約によって、平和の手續と、公平な譲歩の公開の手續とに、自国をしぼりつける意志を明らかにしている。これまでのところアメリカは、そうした交渉の先頭に立っている。そしてわたしは、アメリカが、上院の承認を待っている、あのいくつかの仲裁裁判条約に批准することによって、国際友好の新たなあかしを与えることを真剣に望み、かつ心から信じている。そのうえわが國務省は、この条約の交渉に、原則として世界の人口の五分の四を占める少なくとも三十一カ国の同意を得るよう努めてきている。そしてこの条約では次のようなことが合意されるだろう。すなわち、外交の通常のプロセスによっては解くことのできない、利益ないし政策の衝突が生じたときには、つねに、その衝突は、両当事国が自国の行動の方針を決める以前に、その衝突は、当事国によって選ばれた法廷^{トリビュナル}において、公けに分

析され、討議され、そして報告されることになることが合意されるのである。⁽²⁶⁾」

疑いもなくウィルソンは、国家エゴイズムの衝突を回避し、国際社会に「法の支配」をうちたてるために、たとえ、アド・ホックでプリミティブなものであれ、国際裁判機構をうちたてるべきであるという、ブライアンの構想を支持し、その成果に大きな期待をよせていたのである。

ウィルソンもまた、『ニュー・リパブリック』の編集者たちと同じように、国際社会に「法の支配」をもたらすためには、国家を超越したなんらかの国際機構が必要なのだと考えていたのである。

しかし、かれの国際主義の論理の糸はそこでとまっていたわけではない。かれもまた、その論理のかなたに、世界国家への夢をえがいていたのである。つまり、国際社会に、常設的で、より普遍的な国際機構がつけられ、国際社会がゆくゆくは、単一の権力機構によって統合されるであろうという夢である。

ウィルソンが、国際社会は、ゆくゆくは、単一の権力機構によって統合されるだろうと、いや、たとえ、世界国家のような形ではなく、連邦体のような形であるにせよ、国際社会が統合されるだろうという夢を、早くからもっていたことは、ハリー・ノッター Harley Notter によってつとに指摘されているところである。この点については、ここでは深く立ち入らない。ただ、そうしたかれの初期の国際社会観を示すものとして、早くもかれが、一八八七年に、その講義のなかで、次のように語っていたことを例示しておきたいと思う。すなわち、世界政治の急速な発展によって、国際社会は将来、「名誉ある平等と名誉ある服従を伴い、共通の諸目的を追求するために諸政府が結合しあう」^{コラエドレシヨ}「連邦体」として統合されるだろう、と、語っていたことである。⁽²⁷⁾

ウィルソンはその後、一九〇八年九月に、「アメリカ平和協会」American Peace Society に加入する。その「アメリカ平和協会」がじつは、国際社会の未来について、同じように、統合への道を構想する国際主義的平和運動団体のもっとも有力な団体のひとつであったことを考えるなら、ウィルソンの国際社会の未来にたいする初期のころの考えが、このこ

説

るにもなお、生きつづけていたことが類推されうるだろう。⁽²⁹⁾

しかし、だからといってわたしたちは、ウィルソンが、国際社会の統合について、それが容易に実現されるものとして、その可能性を楽観視しつづけていたのだと考えてはならない。——たとえかれが、それをたえず夢見つづけていたのだとしても。

じっさい、政治にたずさわり始めてから、いや、それよりもかなり以前から、かれはもはや、国際社会が、世界国家へ向かって進んでいるなどということは、ひとこととして述べていなかった。そして、逆に、世界連邦ワールド・フェデレーションをつくるために、具体的な行動を起こすべきであると、一九一五年一月に、大統領に進言する、プリンストン時代からの友人、ヒース・ダブニー Richard Heath Dabunny に、次のような手紙を書き送っているのである。

わたしは、世界連邦をつくることに「非常な興味をもっています。しかし、この考えにたいする大衆の賛意を取りつけるために、いま思いきって動くことはできません。わたしは、その問題を押しつけようとしているように見られないために、いまは毅然としていなければならないと思うのです。その問題は、きわめて慎重に取り扱われなくてはならないものであり、実際に可能な第一歩しかとることができないのです。⁽³⁰⁾」

おそらく、世界連邦をかれが、その国際主義の論理のかたに、なおもかきつづけていたことは、疑いがなからう。しかし、かれは、現実の政治家として、政治の現実を知っていたし、世界連邦を実現することのいちぢるしい困難さに気づいていたにちがいない。だからこそ、かれはいうのである。「その問題は、きわめて慎重に、取りあつわれなくてはならないものであり、実際に可能な第一歩しかとることができないのです」と。

そこでウィルソンは、かれの論理の糸をつぎのようにはしていたのである。

すなわち、もし、国際社会の統合が現実の政治的課題として実現困難なものであり、しかも、国際社会に、なんらかの形でより発達した、より普遍的で常設的な国際機構がつくられなくてはならないのであるなら、そこから生まれてくる

具体的なプログラムは、主権国家を残しながら、常設的で普遍的な国際機構をつくることである。いうまでもなく、その具体的プログラムこそ集団安全保障体制、つまり、国際連盟なのである。しかも、すでにふれたところから明らかなように、こうした論理の糸は、ウィルソンばかりでなく、『ニュー・リパブリック』の編集者たちもまた、共有するものであったのである。

国際主義の論理はかくして、『ニュー・リパブリック』の編集者たちの場合と同じように、ウィルソンの場合にもまた、集団安全保障体制を生み出すモメントとして、よりポジティブな役割をになつていたのである。

しかし、ここでわたしたちは、次のような疑問にぶつからざるをえない。

もし、主権国家を存続させながら、同時に、その主権国家の行動を制約する常設的、普遍的な国際機構をつくるというのなら、いったいその常設的で普遍的な国際機構は、いかにして「超国家」たりうるのか。つまり、その国際機構は、いかにして主権国家の行動を制約することができるのか。

いったい、大統領と、編集者たちは、国際機構に、どのような政治的資源ポリティカル・リソースを与えることによって、主権国家の行動を制約しようとしていたのだろうか。

この問いにたいする答えは、つまるところ、かれらが、国際社会における力、あるいは実力 *Force* の役割をどう認識していたのかという問いに答えることによつて、与えられるだろう。

そして、大統領と編集者たちは、この点にかんしてもまた、共通の認識をもっていたのである。それを次節で検討したいと思う。

(一) *N. R. Vol. 4, No. 44, p. 111, Sep. 4, 1915.*

(二) *A. S. Link and his Associates (ed.), The Papers of Woodrow Wilson (Princeton, 1969), Vol. 7, p. 456, Mar. 8, 1892.*

- (10) Walter Lippmann, *The Stakes of Diplomacy* (N. Y.), 1915, p. 189.
- (11) リップマンが「一般向け著書のなかで『ロマン』に言及した」アメリカで最初の評論家であった。その著書とは、次の著書である。W. Lippmann, *A Preface to Politics* (N. Y., 1913)
- なお、両者の関係については次を参照。Arthur Schlesinger, Jr. (ed.) *Early Writings: Walter Lippmann* (N. Y., 1970), pp. 297-301, 331, ix.
- (12) W. Lippmann, *The Stakes of Diplomacy*, p. 189.
- なお、リップマンとロマンと国際主義の関係をめぐっては次書を参照。Anwar Hussain Syed, *op. cit.*, pp. 34-35, 89-102.
- (13) N. R. Vol. 3, No. 34, June 26, 1915, p. 190
- (14) N. R. Vol. 17, No. 5, Nov. 2, 1918, p. 206.
- (14の2) この点でかんしては、A・H・シド教授は、確かな誤りを犯している。教授は、リップマンの国際主義の論理のかたに、世界国家は存在していなかったとされる。いや、たとえ存在していたにしても、その実現可能性にこれは悲観的であったとされる。そして、リップマンの一九一七年四月の「American Academy of Political and Social Sciences」での演説における（世界政府の実現にたいする）楽観主義的発言は、かれの本音ではなく、世論を喚起するためのプロバガンダであったとして、次のようにいう。「世論とプロバガンダにおけるマヌーヴァーとして、問題の演説は、そうした世界政府の実際の樹立がまじかいという考えを、大衆に印象づけることによって、世界政府の考えにたいする大衆の承認されつつある興味を惹きたてようという意図されたものであったろう。」A. H. Syed, *op. cit.*, p. 94.
- しかし、それではいったいリップマンと『ニー・リパブリック』の編集者たちが、他の機会にくりかえし語っていた、世界政府への「夢」（とその実現可能性）は、どう説明するのか。それもまた、政治的マヌーヴァーとして説明するのだろうか。だが、かれらが——たとえば一九一五年の時点にあって——ウィルソン外交の批判者であったことを考えに入れるなら、そうした

説明によつては、とうてい説明しきれないことだ、わたしは気づく。

こうした、解釈における困難を、じつは、シド教授の枠組で起図すると思われる。つまり、シド教授は、リップマンを「現実主義者」ととらえ、かれの国際政治思想に流れる、国際主義的理想主義を過少評価するために、リップマンの国際主義思想を十分評価しえないのである。しかし、実際のリップマンの国際政治思想のなかには、権力政治観と同じく、らいの比重をもつて、国際主義的理想主義が重要な位置を占めていたのである。こうした、リップマンの思想のとらえかたにかんしては、R・E・オズグッド教授も、同様の誤りを犯しているようである。こうした誤りが、アメリカ外交の解釈と、集団安全保障体制の起源と意味にかんする誤りにつながることは、指摘するまでもない。

また、同じ誤りは、C・フォーシー教授も犯している。C. Forcey, *op. cit.*

- (15) A. S. Link and his Associates (ed), *The Papers of Woodrow Wilson*, Vol. 7, pp. 454-455. Mar. 8, 1892.
- (16) Ibid., p. p. 455-456.
- (17) Ibid., pp. 456-457.
- (18) Ibid., p. p. 456-457.
- (19) その裁判報告書の『リハー・リンブリック』がそれであった。
- (20) P. P. W. W. *op. cit.*, pp. 58-59. Jan. 31, 1916.
- (21) R. S. Baker, *The Life and Letters of Woodrow Wilson*, Vol. 4, p. 85.
- (22) 同書 Ibid., pp. 89-90.
- (23) *Foreign Relations of the United States*, 1913, p. 9.

- (24) Baker, op. cit., p. 90.
- (25) P. P. W. W., op. cit., p. 71, Dec. 2, 1913.
- (26) H. Notter, op. cit., pp. 43, 104-105, 114, 142, 307-308, 329-331, 359.
- (27) Baker, op. cit., pp. 204-205.
- (28) Ibid., p. 85.
- (28の2) この点にかんしては、かれの義弟アクソン医師 Stockton Axon のメモが興味深い。かれによると、一九一四年八月末に、ウィルソンは、あるべき国際秩序の原則として四つの原則をあげ、その第四番目の原則として、国際連盟の構築をあげている。Baker, *The Life and Letters of Woodrow Wilson*, Vol. 5, p. 73-75. ちなみに他の三つの原則とは (1) 侵略と征服の禁止 (2) 小国と大国の権利の平等 (3) 軍需品生産の国有化 である。
- (29) 少なくとも、一九〇七年ごろより、かれは、世界連邦の「統合」の可能性を語るのをやめてゐる。H. Notter, op. cit.
- (30) Baker, Vol. 6, p. 205.

第三節 共通の認識

真に文明化された社会組織が、武力の効率的に行使によつて保持されていないなら、その社会組織は、地球上からすぐにも消えてしまふであろう。(1)

——『ニュー・リパブリック』一九一四年十二月——

けっきょく、社会の平和は武力によつて獲得されるのです。(2)

——ウッドロー・ウィルソン・一九一五年五月——

主権国家の並存する世界で、国際機構は、いかにして「超国家」たりうるか。いったい国際機構は、どのような政治的

資源によって、主権国家の行動を制約することができるのか。

この問いにかんして、大統領と編集者たちのあいだには、ひとつのコンセンサスができていたようである。すなわち、国際機構に、武力^{フォーリス}という歯を与え、その武力によって主権国家の行動を制約すべきあるというコンセンサスである。

しかし、両者がそうしたコンセンサスをもつていたためには、政治の世界——とりわけ国際政治の世界における権力^{パワー}の役割にかんする正当な認識がなくてはならなかった。そして、大統領も編集者たちも、それを共有していたのである。

そこでこの節では、両者が共有していた認識について、検討を加えたいと思う。いったい、大統領と編集者たちが政治の世界における権力の役割にかんしてもつていた共通の認識とは、どのような内容もち、どのような意味をもつものであったのか。

まず、編集者たちの場合から見てみよう。

一般に、政治の世界にあって権力^{パワー}は、ある政策の目標を達成する手段として機能する。しかし、よく知られているように、その権力の役割について、とりわけ国際政治の世界における権力の役割について、ある人々は正当な認識をもつが、他の人々は、それを正当に評価できない。そして、いわゆる権力政治モデルのなかで、一般に、前者は、政治の世界におけるリアリストとよばれ、後者はアイデアリスト(あるいは、E・H・カー E・H・Car)によってはニュートピアニスト、R・E・オズグッド R・E・Osgood)によってはアルトウイスト)とよばれる。

そして、もし、このモデルを編集者たちの場合に適用するならば、疑いもなくかれらは、リアリストの立場に立っていたといえるのである。そうしたかれらの立場は、とりわけ、一九一四年暮から一九一六年にかけて激しく国内で争われた軍備増強問題をめぐる論争のなかで明らかにされていた。第一章で見たように、編集者たちは、あの軍備論争のなかで、終始、「なんのための軍備か?」という視点から、論陣をはっていたのだが、かれらのリアリストとしての立場は、軍備増強に反対する平和主義者たちになりたいすかれらの批判のコトバのなかであらわれている。早くも、一九一四年十二月十二

日号の論説のなかで、かれらは、リアリストの高みにたつて、平和主義者とよばれるアイデアリストたちを次のように論難している。

「偽善的な平和主義者たちは、アメリカの軍備問題を考えようとさえしない。かれらは、陸海軍事費の支出増大を見るとすぐに、その目的や限界のいかんを問わず、ひどく軍国主義的なものであるとしてそれを非難する。かれらは、たとえアメリカ以外のすべての国が完全武装を行なっても、事実上無防備に等しい政策こそアメリカの平和主義のとるべき道なのだとしようとしている。……こうした偽善的な平和主義は、無抵抗主義の原理にその基礎をおいている。」そして平和主義者たちは「戦争を防止したり減少せしめたりする唯一の効果的な方法は、けつして戦わないことだと主張する。かれらにとって平和と戦争は、まったくあい入れない対立的なコトバなのである。だから、まじめな平和主義者であろうとするなら、どんな事情のもとでも、どんな目的のためにも、いっさいの戦争に反対しなくてはならないのであり、あらゆる軍備にたいして、岩のような反対をしなくてはならない、ということになる。」

こうして、編集者たちは、平和主義者たちの平和論の基礎にある無抵抗主義の原理を指摘し、そしてそのあとでその無抵抗主義の原理に、次のように反論する。

「もし、平和主義的確信に基いて行動する唯一の確かな道が、戦うことを、個人としてであれ国家としてであれ、絶対に拒否することであるなら、平和はけつして到達しえない理想となる。みずからが望むものを手に入れるために、ちゅうちょせず戦おうとする人々は、戦いつづけるにちがいないし、そのようにしてみずからが望むものを手に入れるために戦おうとしない人々は、たとえそうした人々が数の上では多数を占めてはいても、望むものを手に入れることができないという窮境に甘じなくてはならないだろう。いや、せいぜい手にすることが許されたとしてもそれはただ、相争う列強のジャングルのなかで逃げ込むことのできるわずかばかりの避難所ぐらいのものだろう。そしてそこで支配するのは猛獣たちなのだ。」

疑いもなく編集者たちは、国際社会を、列強があい争う「力の闘争」の場としてとらえていたのである。そしてかれらは、こういつていたのだ。いったい「力の闘争」の場で、どうして力を無視して平和と秩序を語ることができるのか。ところで、こうしたかれらの国際社会観が、じつは、政治の世界における権力パワーとりわけ武力フォースの役割にたいする冷徹な認識に基礎づけられていたことにここで注意を払いたいと思う。

平和主義者を論難するかれらの筆は、さらに、それを次のように明らかにしている。

「戦争と平和というコトバがあらわす道義的な価値は、けっしてあい入れない対立的なものではない。じつさい武力フォースを人間の生活から除去することはできない。できるのはただ、その使用を道義的なものにし、合理的なものにすることだけだ。だからもし、真に文明化された社会組織が、武力の効果的な行使によって保持されていないなら、その社会組織は、地球上からすぐにも消えてしまふだろう。」

そして、こうした認識のうえに立つてかれらは、次のようなコトバでまた平和主義者たちをまた批判する。真の「平和主義パシフィズムと消極主義ベンシブイジズムとは、明白に区別されなくてはならない。……消極主義はただミリタリズムの居心地をよくさせるだけである。それは、レッセ・フェールの唱導者たちが国内政治でしばしば犯してきた誤りを、国際政治という広い領域でくりかえしているのだ。消極主義は、国家的無責任をドグマにまでしたて、武力の道義的行使がなければ達成できないような結末を、道義的説得によつて達成しようとしているのである。」

明らかに編集者たちは、リアリストの立場に立つて、アイデアリストの立場を批判していたのである。コトバをかえるなら、権力政治論の高みから、道義政治論を批判していたのである。

そして、そのかれらのリアリストとしての立場を支えていたものは、政治の世界における権力パワーとりわけ武力フォースの役割にたいする冷徹な認識であったことは、くりかえすまでもない。

わたしたちは、前節で、国際社会を「力の闘争」の場としてとらえる、リアリストの立場が、じつは、かれら『ニュー

・リパブリック』の編集者たちばかりでなく、かれらの同時代人、アルフレッド・マハンたちによってもまた共有されていたことを知っている。そしてわたしたちは第一章で、かれら編集者たちが、少なくとも一九一六年初頭までは、そのマハンを師とし友人とするセオドア・ローズヴェルトを、かれらの指導者としてあおいでいたことを知っている。このことは、次のことをわたしたちに推測させる。すなわち、かれらは、のちにその指導者をウイルソンにくらぐえするのだが、しかし、かれらとローズヴェルトとは、少なくとも、権力政治論の立場からする国際社会観という点で、たしかに共有するものをもっていたのだということ。

しかし、それではいったい、かれらが論難する平和主義者たち、あるいはアイデアリストたちは、国際社会をどのようにとらえていたのか。そして政治の世界における権力の役割をどのように見ていたのか。

それは、一九一三年から一九一五年までウイルソン政権の國務長官をつとめた、平和主義者ブライアン William J. Bryan の立場を見ること⁽⁸⁶⁾によって明らかにされる。

かれは、国際社会をけっして「力の闘争」の場とは見なかつた。いや、たとえ、闘争がときに行なわれることがあってもそれは、けっして「常態」であるとはとらえなかつた。そのブライアンの論理はこうである。

人間は、道徳的な存在である。そして、よしんば人間が道徳を忘れて、たがいに争いを始めることがあっても、その人間の道徳的良心に訴えることによって、争いはやめさせることができる。しかも、国家の行動もまた、人間の行動と同一視することができる。じっさい「われわれが個人に適用する規則を国家に適用する以外に、国家〔の行動〕を判断する方法は見いだせない」からであり、「ひとりの人間に適用される道徳的原則であつて、しかも集団に、たとえそれがどんなに大きな集団であらうとも、適用することのできない道徳的原則を、わたしは知らない」からである⁽⁸⁷⁾。だから、といってブライアンは次のようにかれの論理をすすめる。国家間の戦争は、国家が理性と道徳的判断を失なつたところに生まれるのであり、国家の理性と道徳的判断に訴えることによって、平和はもたらされるのである。したがつて、そうした国際社

説
論
会のなかで、どうして権力が、あるいは武力が、平和をもたらす積極的な機能を果たすことができようかと。¹⁹
その、政治の世界における力と道義の問題（正確にいえば、手段としての力と、目的としての道義的価値）の問題にたいする考えは、ブライアンによって、直接、次のように語られる。

「もし、あらゆるところに知的進歩が見られるというのがほんとうであるなら、また、もし、あらゆるところに、人間の心のかせがはずされつつあるというのがほんとうであるなら、またもし、あらゆるところで人間が知的に成長しつづあり、世界にたいする人間の関係においてより大きな視座をしめつつあるというのがほんとうであるなら、この知的成長によつて、平和へのより大きな要求が増すにちがいないということになる。なぜなら、人間が知的になればなるほど、人間は、力が正義をつくりえないことを、ますます明確に認識するようになり、そして、武力によつては、いかなる道義的問題も解決しえないことをますますはっきりと認識するからである。……かくして、平和をつくりだす最良の力は、世界的知的発展なのである。」²⁰

これがブライアンの国際社会観であり、それを支えていた政治観であった。
そしてブライアンの場合、『ニュー・リパブリック』の編集者たちとは逆に、アイデアリストの立場に立って、リアリストを批判し、道義政治論の高みから、権力政治論の「誤り」を是正しようとしていたのだといえるかもしれない。

しかし、ブライアンの主張に見られる道義政治論の立場が、国際社会にたいする過度な単純化に彩られ、政治の世界における力の役割にたいする無知のうえにきざぎざあげられていたことは、いうまでもないことであらう。

それではいったい、ウィルソンの場合はどうであったのか。かれは、編集者たちと同じリアリストの立場に立っていたのか、それとも、ブライアンのようなアイデアリストの立場に立っていたのだろうか。

一般に、ウィルソンの権力政治観については否定的なコトバで語られることが多い。とりわけ、コンヴェンションナリストとよばれる人々のあいだで。

たとえば、そのひとりロバート・E・オズグッド教授 Robert. E. Osgood は、ウィルソンは、政治の世界ではたす権力的契機に盲目であったという文脈のなかで、次のようにいう。

「ウィルソンはつねに、アメリカの使命の実現が、アメリカの物理的力の拡大をとまなうものではないのだということに注意深く指摘しつづけていた。というのは、かれは、世界が強く望んでいるのは、アメリカの富やアメリカの力ではなく、アメリカの性格であり、アメリカの理想であると信じていたからである。」

しかしウィルソンの権力観にたいするこうした指摘は、ほんとうに正しいものだろうか。

わたしたちは、別稿において、ウィルソンの防衛政策に焦点をあてることによって、そうしたウィルソンの権力観にたいする指摘が誤りであることを明らかにしている。しかし、ここではもう一度、ウィルソンの権力観そのものに肉迫して、この問いにたいするわたしたちの答えを整理しておきたいと思う。

まず、政治の世界における武力の積極的な機能については、ウィルソンは成熟した政治学者として、十分知りつくしていたことが指摘されなくてはならない。⁽¹⁸⁾

政治の世界における武力、あるいは暴力の、積極的な機能を熟知したかれの目は、「統治の手段」The Means of Government と題する、かれの次のような講義録のなかからうかがうことができる。

かれはいう。

「あらゆる政府は、つまるところ実力に依拠している。すなわち、統治されるものの服従を強制するための、統治するものの権利と権力とに依拠しているのである。しかし、統治するものが、統治される大多数のものにくらべて、つねに少数であるかぎり、この『実力』というものは、それほど単純なものではなく、十分分析されなくてはならないものである。たとえば、軍部専制の場合でも、支配者にかれの軍隊を統御するものを与えているのはなんなのであるのかというところが、問われなくてはならない。……ここには、組織というものがもつ意味がある。つまり、行動の一致が支配にこの権

力を与える。すなわち、統一感と共通の目的とである。軍部専制政の場合には、圧倒的な資源をすぐにもたえず統御できなければならぬ、——つまり、軍隊と規律を事実上完全に統御できなければならぬのである……」⁽¹⁴⁾（強調点はウィルソン註・進藤）。

わたしたちが、この「統治の手段」を論じる、かれの講義録の行間から、政治の世界における権力の積極的な機能をウィルソンが、熟知していたと推察するのは、さほど困難なことではなからう。

だがしかし、たとえ、政治学者としてのウィルソンが、国内政治における統治の手段、つまり権力の、積極的な機能を認識していたにしても、そのことはかならずしも、国際政治における権力の積極的な機能を認識していたということにはならないのではないか、という反論がなされるかもしれない。なぜなら、国内政治と国際政治は、質的に異なったものであるからだといつて⁽¹⁵⁾。

しかし、ウィルソンは、国内政治における統治の手段にたいしてもっていた熟知した目を、国内政治社会にたいしてもまた、もっていたのである。なぜならかれは、政治の世界における権力の機能を国際政治の世界にも投影させ、そして国際社会の秩序は、つまるところ、武力によらなければならないのだといっていたのだから。それをかれは、一九一六年五月「アメリカ軍国主義反対同盟」American League Against Militarism に属する平和主義者たちに次のようにいう。

「けっきょく、社会の平和は武力によって獲得されるのです。……もし、『われわれはいかなる戦争ももってはならないというなら、その『ならない』を確かなものにさせるための武力をもたなくてはだめなのです。そしてもしアメリカがこれ「国際連盟のこと」に参加するなら、世界の他の諸国は、アメリカがこの一般的取りきめに武力の要素を寄与することとを、アメリカから期待する権利をもつでしょう。これはけっして、軍国主義的な理想ではないのです。」⁽¹⁶⁾

疑いもなくウィルソンは、武力が国際社会で、価値を実現し、秩序を獲得する手段として積極的な機能を果たすことを認識していたのである。そしてその点でウィルソンの認識は、ブライアンたち「平和主義者」たちとは、確かな一線を画す

ものであった。じっさい、ブライアンの場合、すでに引用したところからわかるように、武力は、政治の世界における価値を実現する手段として有効に働かえないのであって、その手段として働かざるものは、「理性」であり「道義」であると考えていたのだから。つまり「力は正義をつくりえず、武力によってはいかなる道義上の問題も解決しえない」と考えていたのだから。

国際社会における秩序の価値と武力との関係は、ウィルソンによって、さらに次のようにも説かれている。

「われわれは、武力なしにはなにごとも行なうことができません。……数世紀にわたって世界のすべての人々が悲しみ同情をよせているポーランドをつくってポーランドをその領土の所有者とすることは、「武力なしには」できません。市民のみなさん、あなたがたは、武力なしには自由を確保することはできないのです。そしてあなたがたが、武装した人類に代えることができる唯一の武力は、世界のすべての啓蒙された諸政府の機能を通して、人類の結合した行動の統一した武力なのであります。これが、われわれにこの戦争の惨禍をもたらし、そしてふたたび、その惨禍をもたらそうとしている、あの古い秩序に代えることのできる、唯一の確かな体制なのであります。」

自由を確保し、新しい秩序を樹立するためには、武力がその背後になければならない、こう、ウィルソンは国民に説いていたのである。

たしかにウィルソンは『ニュー・リパブリック』の編集者たちのように、国際社会は「力の闘争」の場であり、「相争う列強のジャングル」であるということを直接的なコトバで語っていなかったかもしれない。しかし、それにもかかわらず、成熟した政治学者としてかれは、政治の世界における権力のもつ機能を熟知し、そしてその目を通して、国際社会は、単一の権力機構が存在しない未発達な共同社会であり、そのためにそこでは、価値の実現は、武力によらざるをえないのだということを知っていたのである。

しかし、だからといってわたしたちは、国際政治の世界にあって、いわゆる「道義」（ないし「理性」）がまったたく

をもたないわけではないことをいっているのではない。しかし、「道義」が力をもったにしても、その道義に反対する力をも排除して、機能しうるためには、その「道義」の背後に武力がなければならぬのである。つまり、ウルティマ・ラティオ ultima ratio として機能するあの武力がなければならぬのである。

政治の世界におけるそうした「道義」と「武力」との関係を、ウィルソンは次のようにいう。

「武装された実力^{フオイス}が、この計画〔連盟のこと〕の背後にある。しかし、それは背後に存在しているのである。そしてもし、世界の道義的力が十分でないときには、世界の物理的力が作用するだろう。しかし、それは、最後の手段なのである。」(19) (強調点、ウィルソン註、進藤)

政治の世界——たとえそれが国内社会のそれであれ、国際社会のそれであれ——その政治の世界における力の機能にたいする、編集者たちとウィルソンの共通の認識は明らかである。すなわち、その世界では、価値を獲得し、維持する手段として、力が積極的な機能をはたすのであり、とりわけ、武力は、ウルティマ・ラティオとして機能するのだという認識である。そして、両者は、主権国家の並存する国際社会で、いかにして国際機構が「超国家」たりうるかという問いに、次のような共通の解答を与えていたのだ。すなわち、国際機構に、武力という政治的資源を与えることによって、国際機構は、主権国家の行動を制約することができるのであり、はじめて、「超国家」たりうるのだという解答を。

両者が共通の解答をもっていたことは、ウィルソンがはじめて公けにした集団安全保障体制の構想を支持する、一九一六年六月三日の論説のなかで、編集者たちがそのウィルソンの構想を次のような形で正確に把握して明らかにする。

ウィルソン氏が示した結論は「一国によっては、いかなる国であれ、安全保障は確保されえないということである。安全保障は『主権』国家のあいだにわかたれた武力によっては、確保されえない。それは、協力する諸国家のもとに統一する武力によってのみ、確保されうる。軍備によっては人類の一部分だけを守るということはできない。軍備は、それが有

用であるためには人類の組織を守らなければならない。これからの長いあいだ、殺し、殺されるということが、確かに人間の統治の決定的な要素であるために、進歩の道は、武力の廃棄にあるのではなく、武力が行使される目的の改善にあるのである。平和強制連盟が提示し、大統領が支持している提案は、将来、武力が諸国家の社会を守るために用いられることを意図しているのである。²⁰⁾」

そしてウィルソン自身次のようにいつていた。

「たんなる合意によつては平和を確保することはできません。武力が作りだされることが、絶対的に必要でありました。しかも、いかなる国も、あるいはいかなる国の連合体も立ち向かたり、抵抗したりすることのできないようにするために、どの国の武力よりも、あるいは、これまでにつくられ構想されたどの同盟の武力よりも、大きな武力がつけられなくてはなりません。現在つくられている平和が永続的なものであるためには、それは、人類の組織された武力によって確保された平和でなければなりません。²⁰⁾」

疑いもなく、編集者も大統領も、主権国家の武力を、平和強制連盟のもとに「組織」し、それを「諸国家の社会」を守るために用いるという考えをもつていたのである。

しかし、主権国家の武力を組織するといつても、いつたい、どのような形で組織するのか。この点にかんして両者は、かならずしも明確な答えを、少なくとも、パリ会議が始まるまでは示していなかったようである。しかし、それにもかかわらず両者は、次のような形でその答えを出そうとしていた。

第一に「超国家」としての国際機構の軍事的強制力は、主として、主要列強の保持する力にたよることになるだろう。しかも、多かれ少なかれ、大戦中のいわゆる連合国側の諸列強が、それを提供するだろう。その構想は、ウィルソンによつて、パリ会議の席上、次のような形でべられる。

「われわれは、平和的解決を取りきめようとしてゐる…。そして、この背後にあるのは、次のような根本的に重要な事

実なのです。つまり、決定がなされるときには、連合国および協力国〔アメリカのこと〕がその決定の維持という任務に主としてあたるのは、大国であるということは、まったく明らかなことです。…だからわたしたちは、次のような事実を目をおおってはなりません。つまり、結局のところ、大国の陸海軍の力が、世界の平和の究極の保障となるだろう、という事実である。⁽²¹⁾」

そして、『ニュー・リパブリック』の編集者たちもまた、同じ考えをもっていたようである。もつともかれらの場合、それは、イギリスとアメリカが結集して、国際機構の武力の中核になるという形で説かれている。

「真に近代的な軍需工業を維持するだけの資源と富をもった国は、事実上二大国しかない。それは大英帝国と合衆国である。均衡が今日作りだされうる唯一の方法は、これら二大国を、敵対的な連携の指導者にするこゝである。もしこの考えが無意識なものとしてほうむりさられたなら、もしイギリスとアメリカが共通の目的をばらばらにしてしまうなら、すべての均衡の観念を不可能にしてしまうような力の優位が作りだされるだろう。アングロ・アメリカン・アンタンは「力の」バランスを、「力の」プールに代えるものであり、そしてそのプールのなかで、国際連盟が依拠する究極の武力が見いだされるであろう。なぜなら、潜在的なものであるにせよ、現実のものであるにせよ、イギリスとアメリカの統一した力が、今日両国が公的に宣言している目的のためにつくりだされるなら、それは、世界のすべての小国の積極的な援助を与えることを確かなものにするだろう。⁽²²⁾」

国際機構の軍事力の中核になるものは、大統領の場合、戦勝国中の「大国」であり、編集者たちの場合、「アングロ・アメリカン・アンタンの」である、というニュアンスのちがいはあるにしても、両者はともに「超国家」の軍事的強制力を提供するものは、イギリスとアメリカを中心とする「主要列強」の「軍事力」であると考えていたのである。じっさい戦後の世界において、主権国家の行動を制約するにたる強力な軍事力をもっていたのは、事実上、イギリスとアメリカの二国にしかすぎなかったのだから。

こうして、ウィルソンも、編集者たちともに、主権国家の並存する国際社会で、国際機構を「超国家」たらしめるものは、国際機構に附与される武力であると、そして、その武力は、主要列強によって提供されるものであると、考えていたのである。

そして、そうしたかれらの考えの根底にあって、その考えをもたらしていたものは、政治の世界で果す實力の、積極的な機能にたいする、両者の共通の認識にはかならなかったのである。

疑いもなく、それが、大統領と編集者たちの意識のなかで、集団安全保障体制を生みださせた共通のモメントであった。だから、かれらの集団安全保障体制構想は、こう要約できる。すなわち、国際社会という「力の闘争」の場で、同盟体制によることなしに、国際道義を確立させ、「法の支配」をはかり、そのために、大国のもつ武力を組織し、それを国際機構に与えるというものである。

これが、かれらの構想であった。

しかし、わたしたちはここで、さらに次のような疑問に向かわざるをえない。

すなわち、列強の力を「組織する」といっても、いったい列強は、自国の利益、とりわけその死活的利益に反対するような危険を犯してまでも、国際機構による強制措置に参加するのだろうか。そして、主権国家は、自国の利益を害するような国際強制措置に、自国のもつ主権の一部を、すすんで提供しようとするだろうか。

だが、この疑問にたいして、編集者たちも大統領も、ともに悲観的な見解をもってはいなかった。なぜならかれらは、国際機構の行使する権力に正当性を附与するものとしての、世論の果す役割に、強い期待をよせていたからである。

しかし、いったいかれらは、どのような論理のうえに、かれらの期待をつくりあげていたのか。そしてその世論は、かれらが期待したような役割を、政治の世界で果しうるものであったのだろうか。それを、次節で明らかにしたいと思う。⁽²⁸⁾

- (1) N. R. Vol. 1, No. 3, Dec. 12, 1914, p. 7.
- (2) *The Independent*, May 22, 1916, "The Three Presidents on the League to Enforce Peace".
- (3) E. H. Carr, *The Twenty Years' Crisis* (London, 1939) Robert E. Osgood, *The Ideals and Self-Interests in American Foreign Relations* (Chicago, 1953).
- そして一般に、権力政治論者たちは、ウォルソンをインテリスストと規定し、『ヒュー・リムブリック』の立場をリアリスストと規定する。後者にかんしては、たとえは、ロバート・E・オズグッド教授がそれであり、A・H・シド教授がそれである。この立場は、多かれ少なかれ、二十世紀アメリカ外交の支配的流れを、理想主義外交と対する立場——いわゆるロンヴェンシヨナリスストの立場と一致する。
- なお、権力政治モデルの原理的立場にかんしては、ウォルマーズの書がもっとも新しくなるだろう。Arnold Wolfers, *op. cit.*, pp. 67-87, 81-102, 103-132.
- (4) 第一章第二節参照。
- (5) N. R. Vol. 1, No. 3, Dec. 12, 1914, p. 7.
- (6) *Ibid.*, p. 8.
- (7) *Ibid.*, p. 7.
- (8) *Ibid.*, p. 7.
- (8の2) なお、ブライアンにかんしては、つくられた書は少なくないが、次の書は、もっとも新しく、また確かな資料である。
- Paolo E. Coletta, *William Jennings Bryan*, 3 vols. (Lincoln: University of Nebraska Press, 1966-1969).
- (9) W. J. Bryan, "The Forces That Make For Peace," *World Peace Foundation Pamphlet Series*, No. 7, Part III, (Oct., 1912), p. 19.
- (10) *Ibid.*
- (11) *Ibid.*, p. 4.

- (2) R. E. Osgood, p. 177.
- (13) 一般にウィルソンは、政治の世界における物理的力の積極的役割について無知であったか、あるいはそれを評価することができなかった、とされている。たとえば、H・J・モーゲンソー、R・E・オズグッド、E・H・カーなどの立場がそれである。だが、筆者の立場はこれに反駁する。なお、I・L・クロードは、筆者とは別の角度から、筆者と同じ結論を主張する。前者の立場が、まいたくの誤りであることは、明白である。Inis L. Claude, Jr., Op. cit.
- (14) *The Papers of Woodrow Wilson*, Vol. 10, pp. 472-473. Mar. 5, 1898. これは、*Course on the Elements of Politics* のかれの講義ノートの一部である。
- (15) 国内政治との異質性という立場から、国際政治の特質を論じたすぐれた書として、次の書を指摘である。Kenneth N. Waltz, *ibid.*
- しかし、ウォルト教授は、国際政治にかんする第二イメージの保持者のひとりとして、ウィルソンをあげるのだが、かれの、ウィルソンの位置づけは、モーゲンソーたちと同じ種類の誤りを犯している。
- (16) *The Independent*, may 18, 1916.
- (17) P. P. W. W. *War and Peace*, Vol. 2, p. 51. Sep. 5, 1919.
- (18) 確かにかれは、そうしたコトンで、国際社会を表現していなかった。しかし、かれが、「力の闘争」の場としての国際社会の現状を、「力の調和」の場としてのそれに変えることを力説していたことは、逆に、かれが、「力の闘争」の場としての国際社会の現状をきまえていたことを示すものではないだろうか。
- (19) P. P. W. W. *War and Peace*, vol. 1, p. 426, Feb. 14, 1919.
- (20) *N.R.* Vol. 7, No. 83, Jun. 3, 1916, pp. 102-104.
- (20a) J. B. Scott, *President Wilson's Foreign Policy* (Oxford University Press, 1914) P. 408.
- (21) Robert Langer, *Seizure of Territory* (Princeton, 1947), p. 119.

(22) *N. R. Vol. 18, No. 229, Mar. 22, 1919, p. 7.*

(23) なお、次の論文は、マンハイムとリッマンの国際政治思想を、適確に把握して比較して、示唆めたるもの多しと認めらる。——*マンハイムとリッマンの位置の検討*（『世界と我々』、不十分だが残る。Charles D. Tarrion, "The Styles of American International Thought: Mahan, Bryan, and Lipmann," *World Politics*, Vol. XVII, No. 4, (July 1965), pp. 584-614.